

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」  
が発行されます  
～年末調査・確定申告まで大切に保管を!

今月の年金相談

10月23日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

役場第1・2会議室

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。  
その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が該当します。  
この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の  
添付が義務付けられています。

## ◎社会保険料控除(国民年金保険料)控除証明書が送付される時期

平成25年1月1日～9月30日ま  
での間に国民年金保険料を納付された  
方。

本年11月上旬ま  
でに日本年金機構  
から送付されま  
す。

平成25年10月1日～12月31日  
までの間に今年はじめて国民年金保  
険料を納付された方。

翌年の2月上旬に  
送付されます。



なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除に加える  
ことができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)」についてのご照会は、<控除証明書専用ダイヤル> ☎0570-070-117 (11月から) または、函館年金事務所(下記)へお問い合わせください。

## 平成25年10月分からの年金額の改定について

現在の年金額は、平成12～14年度にかけての物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたこ  
とで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっています。

そのため、平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に  
段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに将来の年金額の確保につな  
げ、世代間の公平を図ることとなりました。

これにより平成25年10月分以降としてお支払いする年金額(12月支払い分)は、マイナス  
1.0%の改定が行われます。なお今後の解消スケジュールは、平成26年4月にマイナス1.0%、  
平成27年4月にマイナス0.5%を予定しています(物価水準が上昇した場合には、引き下げ幅は  
縮小します)。

額改定通知書(振込通知書)は、12月4日以降に日本年金機構から送付されます。

### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、役場社会係までご連絡願います。